

議案第 1 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 444,638 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,667,096 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第6号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		39,434,431	96,881	39,531,312
	2 国 庫 補 助 金	3,513,355	96,513	3,609,868
	3 国 庫 交 付 金	8,369,271	368	8,369,639
16 県 支 出 金		12,992,144	1,125	12,993,269
	3 県 交 付 金	737,259	223	737,482
	4 県 委 託 金	227,838	902	228,740
17 財 産 収 入		436,153	110	436,263
	1 財 産 運 用 収 入	345,923	110	346,033
18 寄 附 金		2,890,106	152,712	3,042,818
	1 寄 附 金	2,890,106	152,712	3,042,818
19 繰 入 金		1,112,583	108,607	1,221,190
	1 基 金 繰 入 金	1,003,726	108,607	1,112,333
21 諸 収 入		2,629,769	3	2,629,772
	7 雜 入	1,189,481	3	1,189,484
22 市 債		7,545,100	85,200	7,630,300
	1 市 債	7,545,100	85,200	7,630,300
歳 入 合 計		162,222,458	444,638	162,667,096

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,069,483	6,391	13,075,874
	1 総務管理費	8,110,953	1,032	8,111,985
	5 選挙費	366,312	3,717	370,029
	6 統計調査費	266,421	905	267,326
	7 文化スポーツ費	1,210,739	737	1,211,476
3 民生費		80,366,348	15,767	80,382,115
	1 社会福祉費	33,358,613	15,605	33,374,218
	5 年金保険費	3,499,083	62	3,499,145
	6 市民福祉費	505,641	100	505,741
4 衛生費		9,838,243	160,074	9,998,317
	1 保健衛生費	4,277,304	160,074	4,437,378
5 農林水産業費		1,039,260	298	1,039,558
	1 農業費	749,346	298	749,644
6 商工費		3,875,188	1,712	3,876,900
	2 観光費	1,000,159	1,712	1,001,871
7 土木費		9,867,827	103,179	9,971,006
	2 道路橋梁費	4,083,127	1,000	4,084,127
	4 都市計画費	967,986	60,379	1,028,365
	7 下水道費	566,669	41,800	608,469
9 教育費		10,424,768	12,520	10,437,288
	3 中学校費	818,746	12,520	831,266
10 災害復旧費		361,461	144,697	506,158
	1 土木施設災害復旧費	323,915	144,697	468,612
歳出合計		162,222,458	444,638	162,667,096

第2表

債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
税系システム改修事業	令 和 8 年 度	50,336
合	計	50,336

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌の浦アート・キューブ管理運営事業	令 和 8 年 度 令 和 1 2 年 度	260,310
合	計	260,310

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
土木積算システム事業	令 和 8 年 度 令 和 1 2 年 度	35,725
合	計	35,725

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域バス車両購入事業	令 和 8 年 度	7,341
合	計	7,341

第3表

地 方 債 補 正

1 变 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道施設管理事業	23,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借り入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	65,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借り入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	97,000	"	"	"	140,400	"	"	"
計	7,545,100				7,630,300			

議案第 2 号

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,501 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,369,055 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		2,838	18,439	21,277
	1 国 庫 補 助 金	2,838	18,439	21,277
5 繰 入 金		3,444,130	62	3,444,192
	1 一般会計繰入金	3,444,130	62	3,444,192
歳 入 合 計		37,350,554	18,501	37,369,055

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		547,537	18,439	565,976
	1 総務管理費	547,537	18,439	565,976
5 諸支出金		153,107	62	153,169
	1 償還金及び 還付加算金	153,107	62	153,169
歳 出 合 計		37,350,554	18,501	37,369,055

議案第3号

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,961,285千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		10,835,276	31,227	10,866,503
	1 国 庫 負 担 金	7,634,973	23,400	7,658,373
	3 国 庫 交 付 金	3,192,340	7,827	3,200,167
4 県 支 出 金		5,700,605	14,625	5,715,230
	1 県 負 担 金	5,505,447	14,625	5,520,072
5 支 払 基 金 交 付 金		11,255,683	31,590	11,287,273
	1 支 払 基 金 交 付 金	11,255,683	31,590	11,287,273
7 繰 入 金		7,074,019	44,758	7,118,777
	1 一般会計繰入金	6,611,583	14,625	6,626,208
	2 基 金 繰 入 金	462,436	30,133	492,569
歳 入 合 計		42,839,085	122,200	42,961,285

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		40,443,013	122,200	40,565,213
	2 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,090,049	117,000	1,207,049
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	10,932	5,200	16,132
歳 出 合 計		42,839,085	122,200	42,961,285

第2表

債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
在宅医療・介護連携推進事業	令和8年度	12,277
合	計	12,277

議案第4号

令和7年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,141,624千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国 庫 支 出 金		-	8,385	8,385
	1 国 庫 補 助 金	-	8,385	8,385
歳 入 合 計		12,133,239	8,385	12,141,624

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		92,327	8,385	100,712
	1 総 務 管 理 費	92,327	8,385	100,712
歳 出 合 計		12,133,239	8,385	12,141,624

議案第5号

令和7年度和歌山市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和7年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 水道事業費	7,302,307千円	67,452千円	7,369,759千円
第1項 営業費用	6,661,455千円	67,452千円	6,728,907千円

第3条 予算第12条中「260,761千円」を「334,959千円」に改める。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第 6 号

令和 7 年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第 1 款 工業用水道事業収益	2,327,959 千円	49,099 千円	2,278,860 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,254,074 千円	49,099 千円	2,204,975 千円
支			出
第 1 款 工業用水道事業費	1,817,072 千円	18,355 千円	1,835,427 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,665,434 千円	18,355 千円	1,683,789 千円

第 3 条 予算第 11 条中「82,006 千円」を「102,197 千円」に改める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第 7 号

和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例

和歌山市職員等旅費支給条例（昭和 28 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「地方自治法」の次に「（昭和 22 年法律第 67 号）」を加え、「外、」を「ほか、」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として、職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第 2 項中「この条例」の次に「（第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までを除く。）」を加え、「何級の職務」及び「当該級の職務」を「等級」に、「相当する職務」を「相当する等級」に改める。

第 3 条第 2 項中「各号の 1」を「各号のいずれか」に改め、同条第 3 項中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、「場合には、同項」を「場合には、前項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

6 第 1 項、第 2 項及び前 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出をする金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第 4 条第 2 項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第 3 項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「前項」を「、前項」に、「第 5 条第 1 項」を「次条第 1 項」に、「基き、これを変更」を「基づき、その変更を」に改め、同条第 4 項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に改める。

第 5 条第 1 項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 7 条中「旅費は」の次に「、この条例に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に、「その現に」を「、その現に」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「又は車賃」を「及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）」に改め、「場合には」の次に「、年度の経過、等級の変更等の後に」を加える。

第11条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第12条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「内国旅行における旅費の種類」を「第7条に規定する内国旅行における旅費の種目」に、「、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを削る。

第13条第1項中「鉄道賃の」を「鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その」に改める。

第14条第1項中「船賃の」を「船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その」に改める。

第14条の2中「航空賃の」を「航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その」に改める。

第16条第1項中「の額は、別表第1に掲げる定額による」を「は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は、規則で定める額とする」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

(宿泊費)

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、規則で定める額（次条及び第22条の3において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第15条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第18条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則で定める1夜当たりの定額とする。

第19条から第19条の3までを次のように改める。

(転居費)

第19条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条の3第1項第1号及び第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第19条の2 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る日当、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条の3 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後ににおける職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第21条及び第22条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第22条の3中「第3章（第39条を除く。）の規定」を削り、同条を第22条の4とする。

第22条の2の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第22条の3 宿泊費、包括宿泊費（宿泊費基準額に相当する部分に限る。）、転居費、着後滞在費（日当及び宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（日当及び宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条並びに第17条、第18条、第19条、第19条の2及び第19条の3第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条第1項を次のように改める。

市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第23条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

第24条中「旅行命令権者」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条の2 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和歌山市職員等旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の和歌山市職員等旅費支給条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更す

る旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第21条及び第22条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

議案第 8 号

和歌山市救急医療整備基金条例の制定について

和歌山市救急医療整備基金条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市救急医療整備基金条例

(設置)

第 1 条 本市における救急医療体制を充実させるため、和歌山市救急医療整備基金（以下「基金」）という。) を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例
和歌山市立保育所条例（昭和 32 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
別表名草保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第10号

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

(学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の4」を「100分の10（給与条例別表第2の教育職給料表（3）の適用を受ける者にあっては、100分の4）」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(和歌山市職員給与条例の一部改正)

第2条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条の5第2項中「応じて」を「応じ、また、当該教育職員の校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の「校務類型」とは、学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務とそれ以外の校務とする。

別表第2教育職給料表（1）備考2中「7,700円」を「11,500円を、その等級が4級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 11 号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 30 条の 2 第 30

条の 7 ）」を 「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 30 条の 2 第
3 章の 3 林野火災の予防（第 30 条の 8 ・第 30 条の 9 ）

30 条の 7 ）
に改める。
」

第 30 条中「火災に関する警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報を
いう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 30 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）
の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、第 30 条各号
に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務
の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 30 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火
災の発生の危険性を勘案して、第 30 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定
することができる。

第 53 条の 3 第 2 項第 3 号中「第 56 条」を「第 56 条第 1 項」に改める。

第 56 条第 1 号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指
定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第12号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

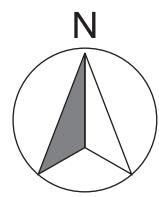
令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

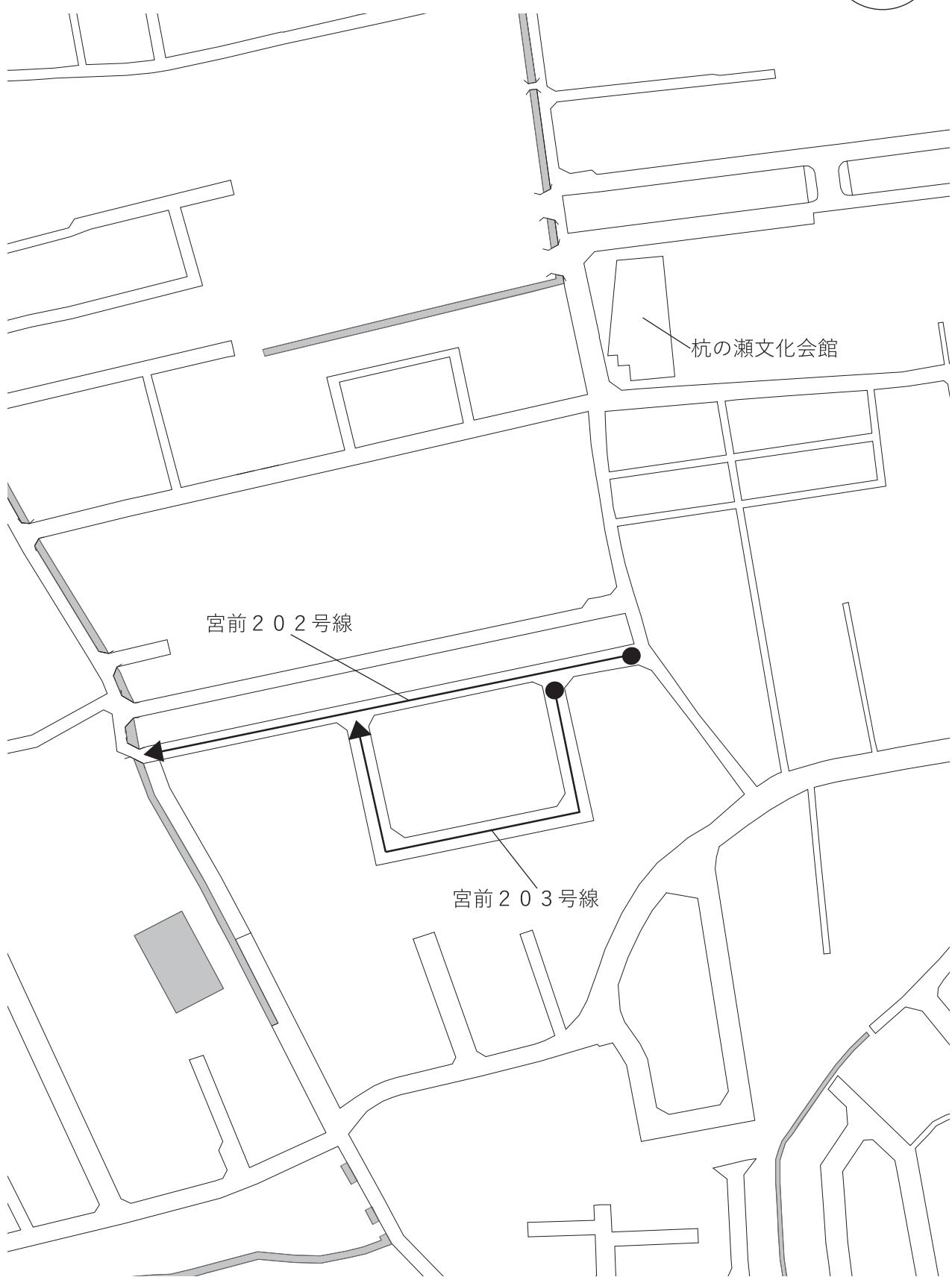
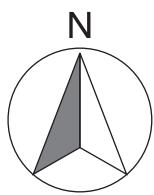
整理番号	路線名	起終点	備考
11-263	宮263号線	和歌山市津秦 和歌山市津秦	
16-202	宮前202号線	和歌山市杭ノ瀬 和歌山市杭ノ瀬	
16-203	宮前203号線	和歌山市杭ノ瀬 和歌山市杭ノ瀬	
19-124	三田124号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
19-125	三田125号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
19-126	三田126号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
19-127	三田127号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
21-224	木本224号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
21-225	木本225号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
21-226	木本226号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
21-227	木本227号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
21-228	木本228号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
22-422	貴志422号線	和歌山市梅原 和歌山市梅原	
22-423	貴志423号線	和歌山市梅原 和歌山市梅原	
25-179	岡崎179号線	和歌山市井辺 和歌山市津秦	
25-180	岡崎180号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-181	岡崎181号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-182	岡崎182号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-183	岡崎183号線	和歌山市神前 和歌山市神前	

整理番号	路線名	起終点	備考
26 - 335	西脇335号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
34 - 232	小倉232号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34 - 233	小倉233号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34 - 234	小倉234号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34 - 235	小倉235号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34 - 236	小倉236号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
36 - 86	山口86号線	和歌山市平岡 和歌山市平岡	
36 - 87	山口87号線	和歌山市平岡 和歌山市平岡	
36 - 88	山口88号線	和歌山市平岡 和歌山市平岡	
36 - 89	山口89号線	和歌山市平岡 和歌山市平岡	

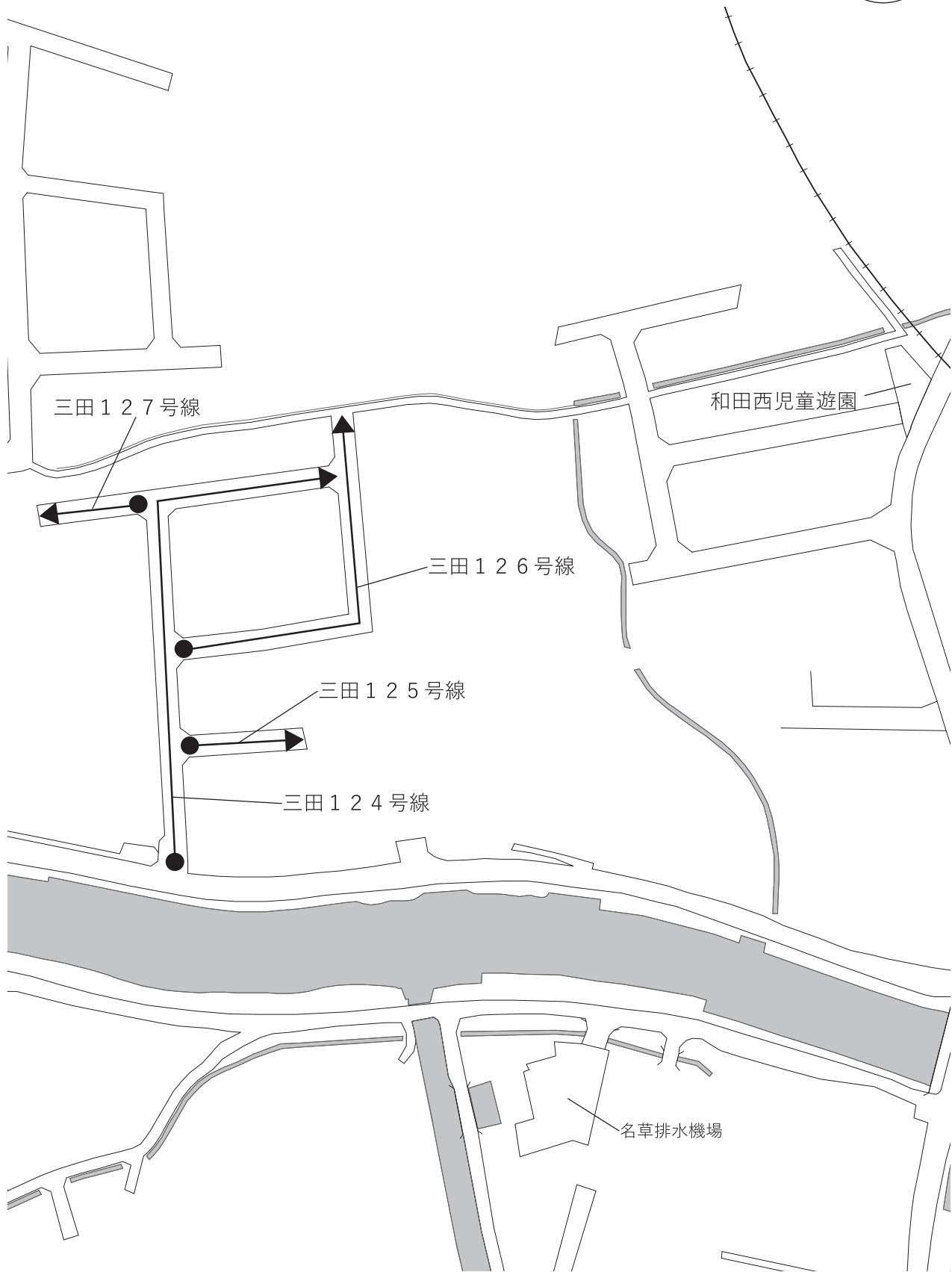
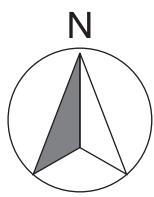
路線認定図



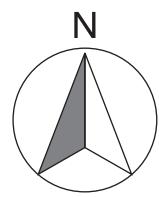
路線認定図



路線認定図



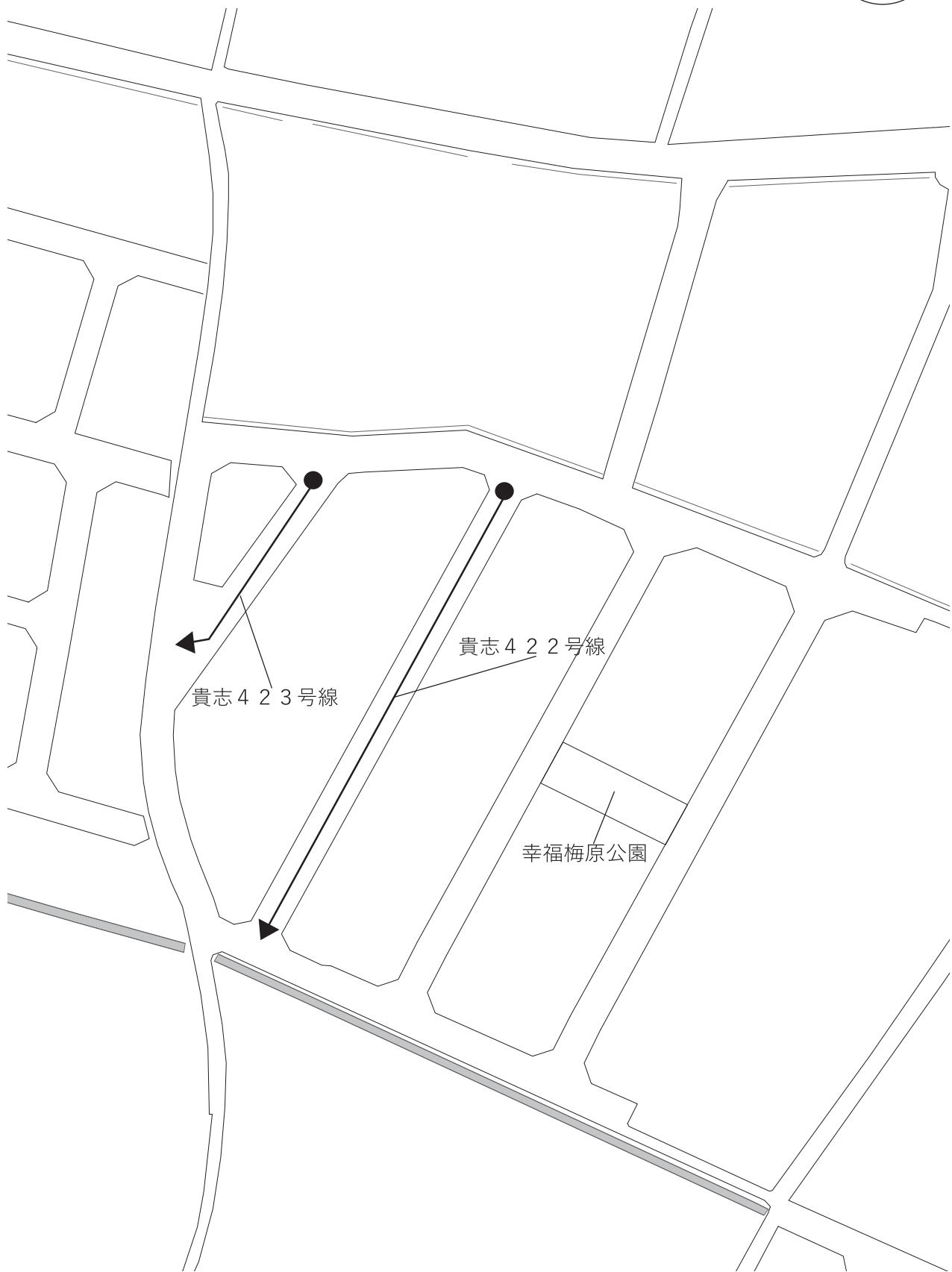
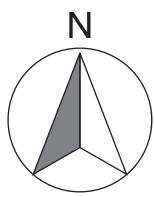
路線認定図



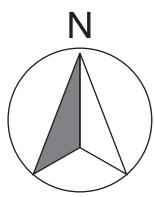
路線認定図



路線認定図



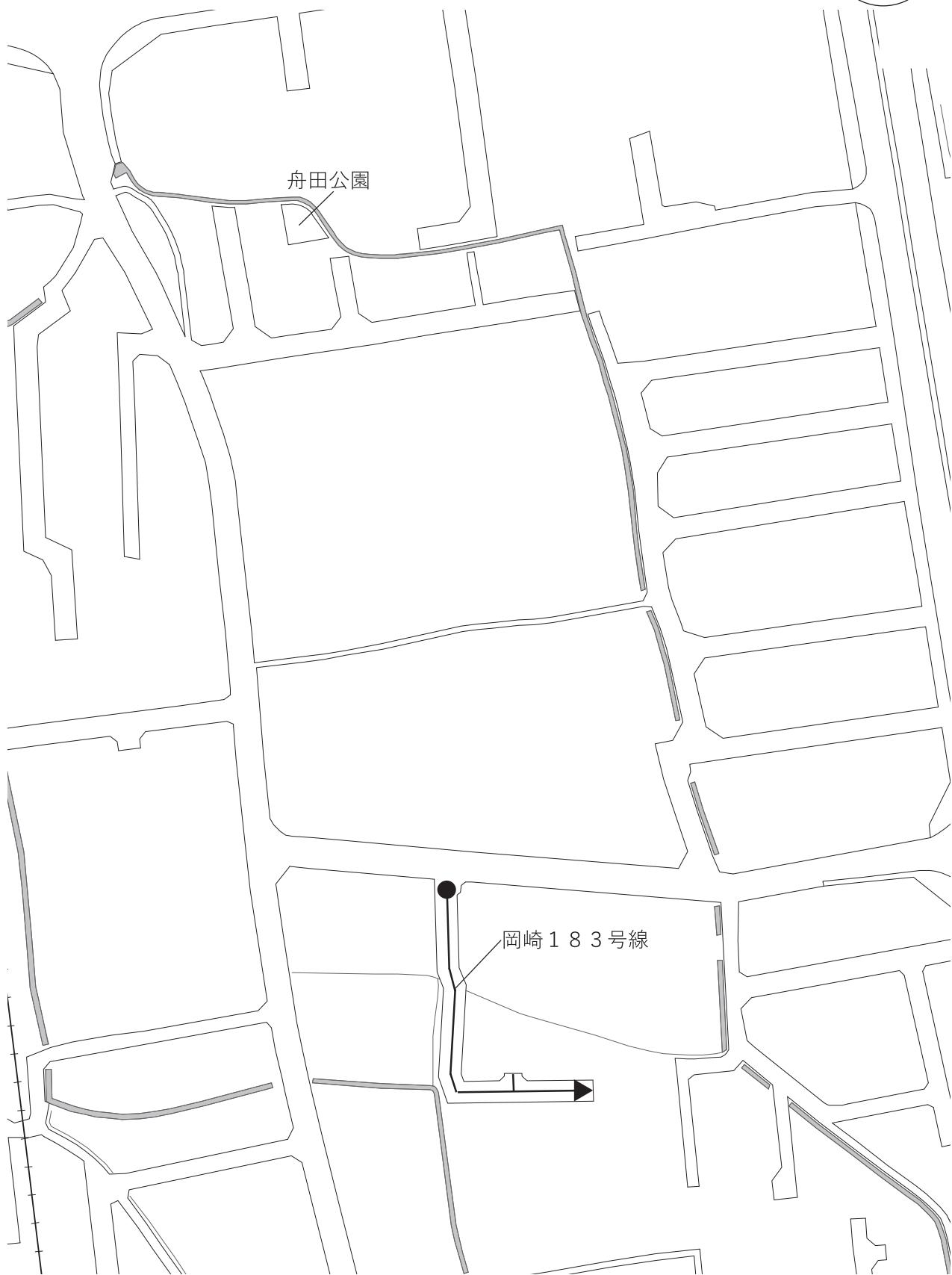
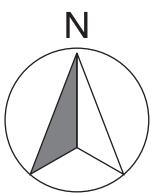
路線認定図



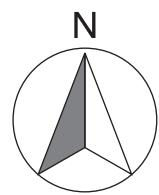
路線認定図



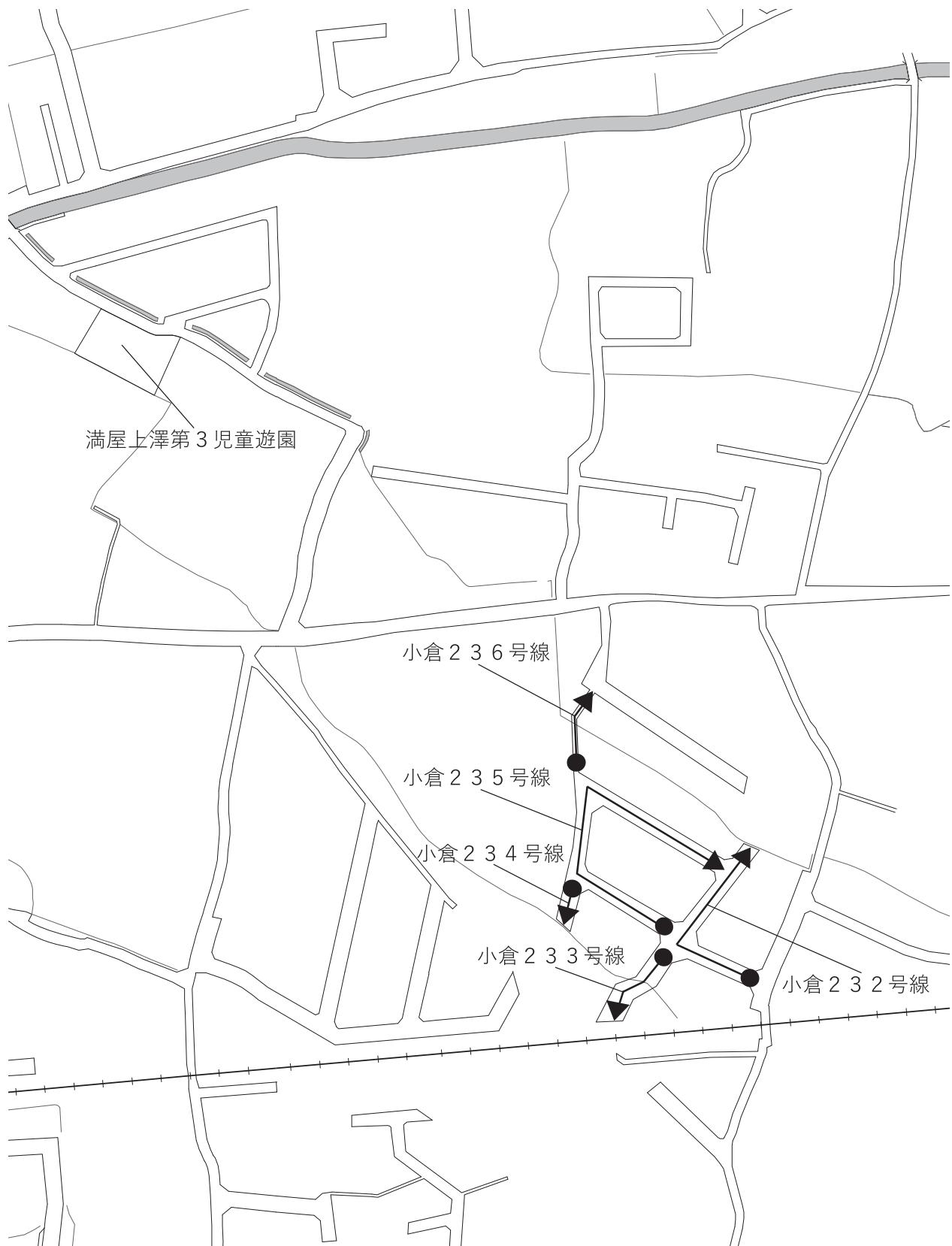
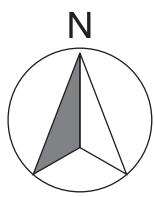
路線認定図



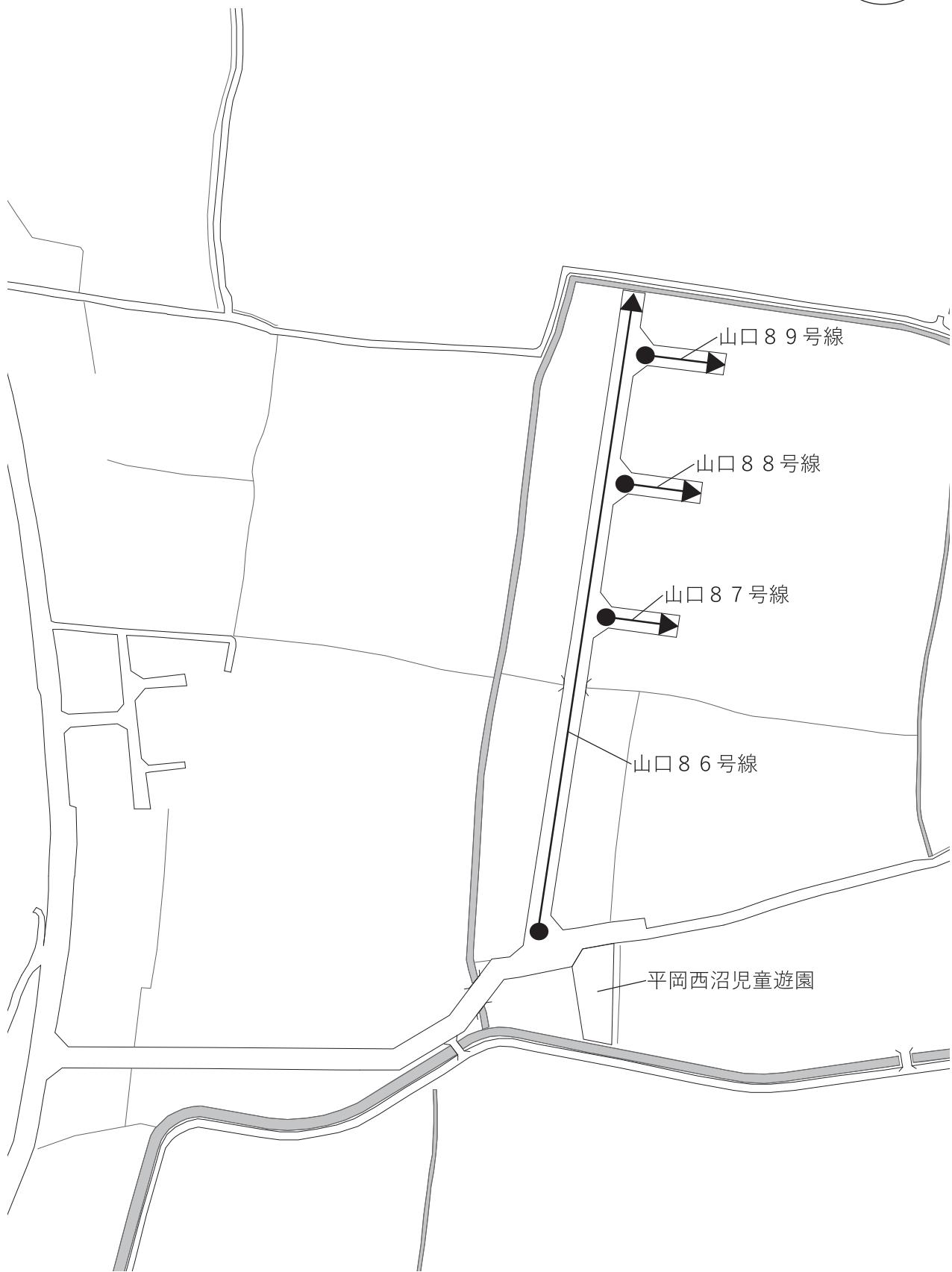
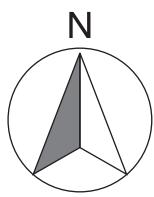
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第13号

市道路線変更について

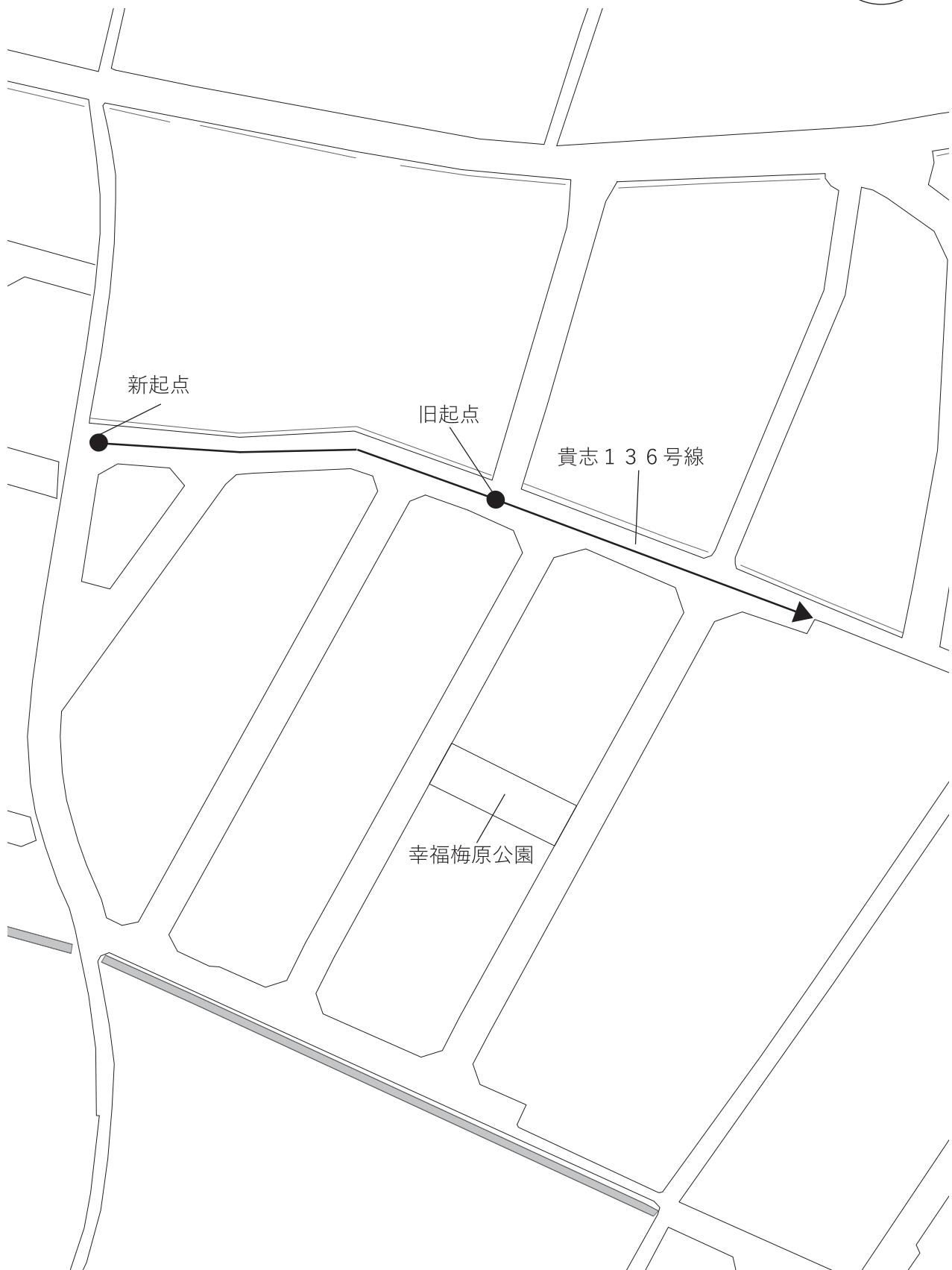
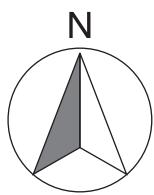
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和7年12月1日提出

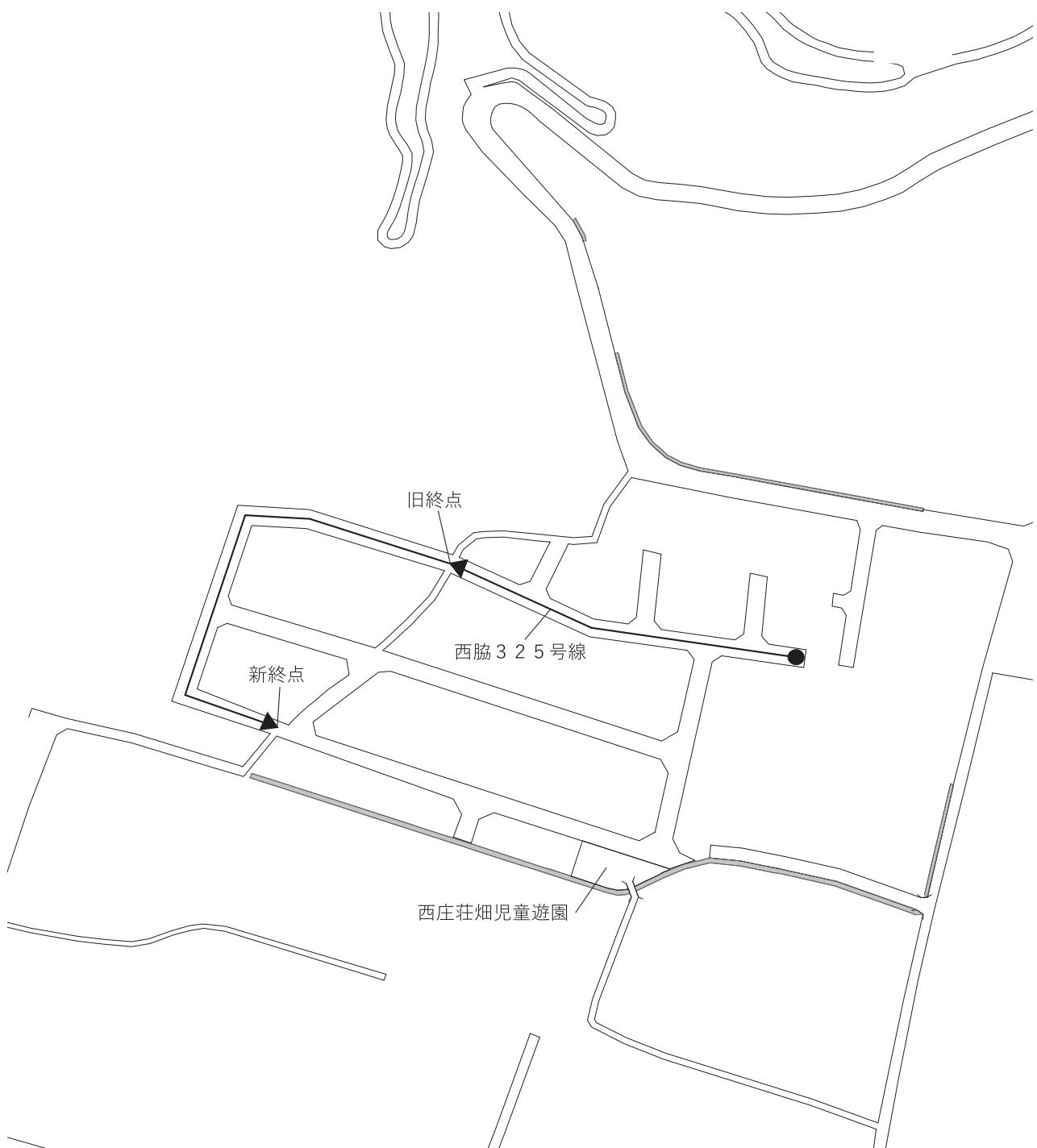
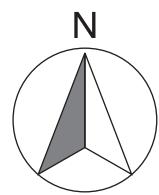
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終点	備考
22-136	旧	貴志136号線	和歌山市梅原 和歌山市梅原	
	新	貴志136号線	和歌山市梅原 和歌山市梅原	起点の変更
26-325	旧	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
	新	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	終点の変更
36-67	旧	山口67号線	和歌山市中筋日延 和歌山市中筋日延	
	新	山口67号線	和歌山市中筋日延 和歌山市平岡	終点の変更

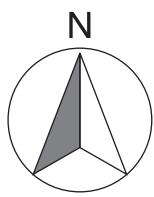
路線変更図



路線変更図



路線変更図



議案第14号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年11月14日和歌山市西汀丁28番地先路上において発生した公用車と自転車の接触事故に対する損害賠償の額を次のように定める。

令和7年12月1日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

被賠償者	損害賠償額	賠償内容
[REDACTED]	1,590,459円	治療関係費、車両関係費、慰謝料

議案第 15 号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立和歌の浦アート・キューブ	株式会社大阪共立	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで